

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	有田川町 国民健康保険資格及び給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田川町長は、国民健康保険の資格管理及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

有田川町長

## 公表日

令和5年3月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格及び給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。当町においては保険税の課税は税務課で行うが、当該資格事務の遂行のため保険税賦課に係る情報を確認する必要がある。</p> <p>平成30年度からは都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )」(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、期間別符号の取得、および一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することができる、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条等)</p> <p>②他市町村の所得情報の確認。</p> <p>③オンライン資格確認等システムに係る資格履歴情報の管理事務、機関別符号の取得等事務。</p> <p>④オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」)に関する事務。</p>
③システムの名称	<p>国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)という。 )」</p> <p>※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等</p>

## 2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座登録・連携ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項、別表第一 第30項等          &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;          番号利用法第9条第1項、別表第一 項番30          番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条          国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条8号、別表第二          【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項          【情報照会】27,42,43,44,45項          &lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;          番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)          国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民税務部住民課、福祉保健部やすらぎ福祉課、清水行政局住民福祉室
②所属長の役職名	住民課長、やすらぎ福祉課長、住民福祉室長

**6. 他の評価実施機関**

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務政策部 総務課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	総務政策部 企画調整課 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018番地4 0737-52-2111
-----	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ○ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	I.1.②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。当町においては保険税の課税は税務課で行うが、当該資格事務の遂行のため保険税賦課に係る情報を確認する場合がある。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条等)</p> <p>②他市町村の所得情報の確認。</p>	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。当町においては保険税の課税は税務課で行うが、当該資格事務の遂行のため保険税賦課に係る情報を確認する場合がある。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条等)</p> <p>②他市町村の所得情報の確認。</p> <p>平成30年度からは都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p>	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととこれのための準備を行うことを追記。
平成28年9月1日	I.1.③システムの名称	国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	<p>国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)</p> <p>※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うことによる国保情報集約システムの追記。
平成29年8月31日	II.1いつ時点の集計か	平成27年4月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	法令番号等の修正であって、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	II.2いつ時点の集計か	平成27年4月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	法令番号等の修正であって、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年10月10日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務政策部 総務課	総務政策部 企画調整課	事後	取り纏め部署の変更に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年10月10日	II.1いつ時点の集計か	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年10月10日	II.2いつ時点の集計か	平成29年8月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	定期的な見直し作業に伴う修正であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 2.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 3.目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 3.権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	IV 4.委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 5.不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 6.目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 6.不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 7.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 8.実施の有無		自己点検+内部監査	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年6月25日	IV 9.従業者に対する教育・啓発		十分である	事後	基礎項目評価書の様式変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二【情報提供】1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項【情報照会】27,42,43,44,45項	番号法第19条7号、別表第二【情報提供】1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項【情報照会】27,42,43,44,45項		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	②事務の概要	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。当町においては保険税の課税は税務課で行うが、当該資格事務の遂行のため保険税賦課に係る情報を確認する場合がある。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第9条等)</p> <p>②他市町村の所得情報の確認。</p> <p>平成30年度からは都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p>	<p>国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理、被保険者証や限度額適用認定証の発行、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。当町においては保険税の課税は税務課で行うが、当該資格事務の遂行のため保険税賦課に係る情報を確認する場合がある。</p> <p>平成30年度からは都道府県単位で被保険者の資格管理等を行うこととなる。このため、平成28年度から必要となる準備を開始し、平成30年度から本番運用を行う。</p> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )」(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、期間別符号の取得、および一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することができる、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p>		
	③システムの名称	<p>国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)という。 」)</p> <p>※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>	<p>国民健康保険資格システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名・納付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)という。 」)</p> <p>※国保総合(集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(集約)システムサーバー群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等</p>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第30項等	番号法第9条第1項、別表第一 第30項等 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法第9条第1項、別表第一 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項	番号法第19条7号、別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		
令和5年3月28日	2.特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、口座登録・連携ファイル	事前	
令和5年3月28日	②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条8号、別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,58,62 ,78,80,87,88,93,97,106,109,120項 【情報照会】27,42,43,44,45項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	事前の報告が義務付けられていないため。

